

平成28年 2月10日
平成28年 2月10日

平成28年第1回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第8号

平成28年第1回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年1月28日

南部町長 坂 本 昭 文

記

1. 期 日 平成28年2月10日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議事件

報告第1号 専決処分の報告について

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

議案第2号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第3号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第5号）

議案第4号 平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第5号 平成27年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第6号 平成27年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）

議案第7号 平成27年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）

南部町告示第9号

平成28年2月10日招集の第1回南部町議会臨時会に付議する案件を次のとおり変更する。

平成28年2月3日

南部町長 坂 本 昭 文

記

1. 付議事件

報告第1号 専決処分の報告について

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

議案第2号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第3号 南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する
条例の一部改正について

議案第4号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につ
いて

議案第 5 号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 6 号 平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 7 号 平成27年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 8 号 平成27年度南部町病院事業会計補正予算（第 3 号）

○開会日に応招した議員

白 川 立 真君

三 嶋 義 文君

米 澤 睦 雄君

板 井 隆君

植 田 均君

景 山 浩君

杉 谷 早 苗君

青 砥 日出夫君

細 田 元 教君

石 上 良 夫君

井 田 章 雄君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

秦 伊知郎君

○応招しなかった議員

な し

平成28年 第1回（臨時）南 部 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成28年 2月10日（水曜日）

議事日程（第1号）

平成28年 2月10日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第2号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第3号 南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第4号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第5号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第6号 平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第7号 平成27年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第8号 平成27年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第2号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第3号 南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

日程第8 議案第4号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第5号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第5号）

日程第10 議案第6号 平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第7号 平成27年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第8号 平成27年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）

出席議員（14名）

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 青砥日出夫君
9番 細田元教君	10番 石上良夫君
11番 井田章雄君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 秦伊知郎君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯清視君	書記	岩田典弘君
		書記	石谷麻衣子君
		書記	小林公葉君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本昭文君	副町長	陶山清孝君
病院事業管理者	吉原賢郎君	総務課長	加藤晃君
行財政改革推進室長	三輪祐子君	企画政策課長	上川元張君
防災監	種茂美君	税務課長	伊藤真君

町民生活課長	-----	山 根 修 子 君	教育次長	-----	板 持 照 明 君
総務・学校教育課長	---	清 水 達 人 君	病院事務部長	-----	中 前 三 紀 夫 君
健康福祉課長	-----	山 口 俊 司 君	福祉事務所長	-----	頼 田 光 正 君
建設課長	-----	芝 田 卓 巳 君	上下水道課長	-----	仲 田 磨 理 子 君
産業課長	-----	頼 田 泰 史 君			

午前１０時００分開会

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は１４人です。地方自治法第１１３条の規定による定足数に達しておりますので、平成２８年第１回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、次の２人を指名いたします。

６番、景山浩君、７番、杉谷早苗君。

日程第２ 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、１日間と決定いたしました。

日程第３ 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第３、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第４ 報告第１号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第４、報告第１号、専決処分の報告についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 報告第1号でございます。専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

めくっていただきます。専決処分書をごらんください。1、和解の相手方は、ごらんの記載のとおりでございます。2、損害賠償額は、6万3,720円。

和解の趣旨を申し上げます。平成27年12月3日、産業課職員の地域おこし協力隊員が朝鍋ダム駐車場に停車しており、車両を発進させようとしたところ、運転操作を誤り、駐車場内に設置されたガードパイプに接触、破損させたものでございます。このため、6万3,720円でガードパイプを修理し、現状復旧により和解をしようとするものでございます。御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で報告第1号、専決処分の報告についてを終わります。

日程第5 議案第1号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。それでは、議案第1号をごらんください。専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるというものでございます。

専決処分書を読み上げます。地方自治法第179条第1項の規定により、南部町税条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。平成27年12月28日付でございます。

内容について簡単に御説明いたします。この専決処分は、平成28年度税制改正大綱において個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されました。

南部町においては、町民税の減免、特別土地保有税の減免手続について、個人番号を利用しないという方向が示されたものでございます。

しかし、本町におきましては昨年１２月議会において、それまでの情報によりまして個人番号を利用する旨の条例改正を行ったところでございます、これを改正するものでございます。

１月１日から個人番号の利用を開始しましたので、それ以前の平成２７年１２月２８日付で専決処分により南部町税条例の一部改正を行ったものでございます。専決処分についての御承認をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第１号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第１号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第６ 議案第２号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第６、議案第２号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第２号を御説明いたします。南部町職員の給与に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容について御説明する前に、新旧対照表では３ページでございますので、お開きください。それでは、一部改正の条例改正についての御説明を申し上げます。これは２０１５年の人事院勧告によりまして改正するものでございます。

改正内容は、俸給表の水準を人事院勧告による０．４％を引き上げるものでございます。勤勉

手当を年0.1カ月分上げて勧告に準じたものということでございます。

内容は、初任給が民間との格差が大きいということから1級の初任給、ここを2,500円引き上げ、特に若年層に重点配分をした内容となっております。南部町全体では0.2%の給与改善ということになります。

条例の内容でございますが、第1条の改正内容は、勤勉手当の支給率を再任用以外の職員について6月、12月ともに100分の75であったものを6月支給は同じく100分の75、12月支給を100分の85へ、再任用職員は6月、12月ともに100分の35であったものを6月支給は100分の35、12月支給を100分の40へ改定するものでございます。職員の給与につきましては、月額の改定を行います。

第2条につきましては、第1条において改正する勤勉手当の支給率を再任用以外の職員は6月、12月ともに100分の80、再任用職員は6月、12月ともに100分の37.5とするものでございます。いわゆる第1条は、ことしの特例措置として対応し、本年4月の1日から第2条の率に改定するというものになっております。

この条例の施行日でございますが、第1条につきましては公布の日の施行、第2条につきましては平成28年4月の1日としております。

また、第1条につきましては、平成27年4月1日に遡及適用することとしておりますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第2号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第2号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第7 議案第3号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、議案第3号、南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） それでは、議案第3号について御説明いたします。11ページでございます。南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について。

次のとおり南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をいただくものでございます。

内容を御説明いたします。これは国家公務員の一般職の給与改定により、国家公務員の特別職の12月支給の期末手当の支給率が改定となったため、これに準じ6月支給分を100分の150、12月支給分を100分の165に改定するものでございます。従前は、6月支給は100分の147.5、12月が100分の162.5でございましたので、100分の2.5引き上げるということでございます。

なお、教育長につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして特別職となっており、特別職の給与条例を改正するところですが、現在の教育長の任期中は従来の例によることとなっており、平成27年に改正しましたこちらの条例の附則に期末手当に関する経過措置を設けておりますので、改正条例の一部改正で今回対応したいということでございます。

施行日につきましては、平成28年4月1日としておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑はありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第3号は、教育長の給与の条例改正で、いわゆる期末手当の率の改定0.05カ月分です。全協でも言っておりましたが、平成28年度から実施するに当たり、28年度、この改定により幾らの予算が必要になってくるのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。教育長のこのたびの0.05月の改定に係しましては、給与額のこの金額によりまして3万6,450円必要となってまいります。あ

と、これには若干ですが共済費のほうが加わりますが、それについてはほとんど影響ない額だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 3万4,500幾らと言ったので、1年間で3万4,500円だということですね、期末手当だから。そういうことですね。わかりました。

次、議案第4号も同じことを聞くと言っておりますので、できたら質疑する前にこの数字を示してくださいね。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 先ほど教育長、3万4,000幾らと言いましたが、3万6,450円ですので。それから、町長につきましては4万8,600円、副町長につきましては3万8,880円でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 済みません、同じような質問ですが、報酬総額プラス期末手当で総額お幾らになりますかという質問が1点と、それから今回、人事院勧告に準じて特別職も引き上げという提案ですけども、これを提案される客観的根拠といえますか、どのような理由で提案をされているのか、よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。額でございますが、教育長につきましては報酬額が60万7,500円ですので、それを1.2倍しました額に3.15を掛けたものとなります。60万7,500円掛ける1.2掛ける3.15ですので、229万6,350円となります。町長、副町長も必要ですか。今回はいいですね。

それから、根拠でございますが、全協でもお話しいたしましたが、このたび職員の給与の改定に準じまして、国家公務員の特別職の報酬も改定となっております。これは国会のほうに出されておまして、主に内閣総理大臣とかそういうところの特別職が改定となっております。これで期末手当のほうに0.05月引き上げることがございますので、これに準じてさせていただくものでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 質問がよく理解していただけなかったようですので、年の総額の報酬トータルプラス手当2回分を足し込んだものを改めてお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。そういたしますと、先ほど申しましたように教育長の報酬が60万7,500円でございますので、これに12プラス……。

○議長（秦 伊知郎君） 少し休憩をとります。

午前10時18分休憩

午前10時18分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○総務課長（加藤 晃君） 958万6,350円となります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 植田議員、よろしいですか。

○議員（5番 植田 均君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

5番、植田均君。

原案に反対ですね。

○議員（5番 植田 均君） 議案第3号、南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

今回、人事院勧告と、それから国の特別職が引き上げられたということで、それに準じて南部町の特別職、教育長の手当の増額ですけれども、金額は3万6,450円の増ということですが、これによって最終的に958万6,350円という報酬水準で、私は、これを特別に引き上げなければならない特段な状況にはないというふうに思います。

先ほど議案第2号で、職員の給与は人勸で引き上げになったわけですが、これは職員の生活給ですから当然引き上げられるべきものですが、特別職の今の水準ですね、引き上げなければならないという特別な理由を探すのが難しいと思います。南部町の町民の生活実態と比較したときにこの3万幾らがないと特別職の職務に重大な支障を来すような状況ではないと思いますし、私は、この議案は否決されるべきだということを主張いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この議案に対して賛成の立場で討論さ

せていただきます。

まず、先ほど植田議員のほうから職員に対する人事院勧告のものは、給与引き上げは賛成ということだったんですけど、やはりなぜ人勧のほうでも引き上げされたかという、日本の経済的なものもだんだんよくなってきて、一般社会のほうも、会社のほうも給料、また手当のほうも上がってきてというのが現状で人勧のほうもこういった勧告を出したということだと思えます。それにあわせて職員も上がったわけなんですけど、やはりその上のほう、トップの方も同じように上げておくというのが筋ではないかなというふうに思います。報酬についても下げた形で報酬のほうも対応しておられます。そういった面も含めて、やはりこれは人勧に沿った国家公務員の特別職と同様に上げて対応しておくべきだということを主張して、賛成の討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第3号、南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見ございました。

議案第3号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第8 議案第4号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第8、議案第4号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） それでは、議案第4号を御説明いたします。13ページでございます。

南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

先ほどの教育長と同様に特別職の給与改定でございます。これは国家公務員の一般職の給与改定により、国家公務員の特別職の12月支給の期末手当の支給率が改定となったため、これに準じて改定をするものでございます。常勤の特別職につきましては、6月支給分について100分の147.5を100分の150に、12月支給については100分の167.5を100分の

165に改定するものでございます。

この条例の施行期日は、平成28年4月1日としております。よろしく御審議をお願いいたします。

167.5と言いましたね。（発言する者あり）ちょっとお待ち願えますか。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時25分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

○副町長（陶山 清孝君） 失礼いたしました。ちょっと手持ちの資料に誤りがありましたので、読み間違えてしまいました。

新旧対照表をごらんください。新旧対照表は、12ページでございます。先ほど12月分の支給について100分の167.5を100分の165と申しましたが、これは100分の162.5を100分の165に改めるというものでございます。改正条例の施行文が正しゅうございますので、そのようにお願いします。

施行日につきましては、平成28年4月1日ということにしておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 原案に対して質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどお聞きした、町長については4万8,600円、副町長について3万8,800円というのはわかったんですけども、先ほど前の議案で植田議員が聞いた内容のいわゆる報酬の年間総額がこれを上げる前ですね、平成27年で幾らかということと、そのうちの期末手当が幾らなのかということで説明してください。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） まず、町長のほうでございますが、27年度につきましてはカットを行ってる関係がございます。3月31日までカットを行っておりますので、ちょっと今、計算が……。ちょっと時間いただけますか。5分ほどください。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前１０時３０分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長です。現在、町長は１０％カットを３月３１日まで行っておりますので、２７年度におきましては合計で１，１４５万９，８８０円でございます。４月１日からはこの１０％カットがなくなりますので、それをもとに計算いたしますと１，２７８万１，８００円でございます。

それから、副町長でございますが、副町長はカットしておりませんので現在の報酬額で計算いたしまして、２７年度は１，０１８万６，５６０円。それから、２８年度は１，０２２万５，４４０円でございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） １３番、真壁容子君。

○議員（１３番 真壁 容子君） 総額わかったんですよ。もう一つ思ってたので、この総額のうち今回は期末手当ですよ。この総額の中で期末手当は幾らかというのを聞いてますので、ちょっとそれを教えてください。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。まず、町長でございますが、２７年度につきましては２７１万１，８８０円。それから、２８年度につきましては３０６万１，８００円。それから、副町長につきましては、２７年度が２４１万５６０円。それから、２８年度が２４４万９，４４０円でございます。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

５番、植田均君。

○議員（５番 植田 均君） 議案第４号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

先ほどの教育長の議案とも同じになりますけれども、この提案の理由が国の特別職の手当の引き上げに準じて町も同様に引き上げるということですが、質疑の中でわかったように、町長においては報酬と期末手当の総額がトータルで１，１４５万９，０００円余りですよ。それ

で、3月以降が1,278万1,000円余りですね。こういう引き上げをしなければならないという理由が私は見つけられないんです。これだけの報酬をもらっておられて、今回の引き上げの手当4万8,600円が本当に必要な予算を立てなければならないのか、町民の生活実態から見て妥当性を本当に見出すことができないんです。私は、町民の暮らしを本当に思えば、こういうところは削ってでもいろんな町を活性化していく予算に回すべきだということを強く主張いたしまして反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井です。先ほど教育長の報酬引き上げの件と全く内容的には同じなんですけれど、要は1,100万、1,200万というようなあれがありましたけれど、全体の南部町の予算枠、約72億です。そういった中からいくと、町長報酬といえは700分の1にしか当たらない部分、この町のトップのリーダーとしてやっていってもらうのには最低やはりこのくらいの報酬は当たり前ではないかなというふうに思っております。引き上げについては、先ほど教育長のところで賛成討論でしましたものと全く同じです。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第4号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございました。起立によって決したいと思います。

議案第4号は、原案どおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第9 議案第5号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第9、議案第5号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長です。

議案第5号

平成27年度南部町一般会計補正予算（第5号）

平成27年度南部町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ246,433千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,408,731千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年 2月10日

南部町長 坂本 昭文

平成28年 2月 日

決 南部町議会議長 秦 伊知郎

5ページのほうにお移りください。まず、第2表の繰越明許費でございます。今回の繰越明許費につきましては、地方創生加速化交付金の関係で予算がつきました関係のものを主に繰り越しております。全部で次のページあたりまして17項目ありますうちに5ページ目の下から2つ目、年金生活者等支援臨時福祉給付金と次ページの7番目、西伯小学校プール整備事業、この2つを除いたものが今回の加速化交付金のほうの対象となっております。この関係で繰り越させていただくものでございます。年金生活者等支援臨時福祉給付金につきましては、これは27年度の現在臨時給付金をもらわれている方の中から、65歳以上年金受給者の方について給付するという関係で補正予算化されましたので、今回でさせていただいて繰り越しするものでございます。西伯小学校プールにつきましては、現在、予算を当初予算でしておりましたが、機能の関係を拡充いたしまして今回の補正予算対応として再度上げたいということで、繰り越し事業のほうにさせていただいております。

次が第3表の地方債補正でございます。これは追加といたしまして西伯小学校プール整備事業として、限度額1億5,790万円でございます。起債の方法は証書借り入れ、利率は3%以内でございます。償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

廃止といたしまして西伯小学校プール改築事業ということで、1億5,440万円を廃止するものでございます。これは現在、当初予算のほうで西伯小学校プール改築事業のほうを計上いたしておりましたが、この事業を見直しまして浄水機能を追加したものとして新たに整備という格好にする関係で、一度起債のほうも従前のものとして再度新しい事業として追加するものでございます。

次、10ページのほうをごらんください。歳出のほうでございます。今回の補正予算は給与改定が大きな部分を占めておりますので、給与費につきましては先ほど議決いただきました内容でそれぞれの款項目のほうに振っております。その関係で説明は省略させていただきます。

あと、ほかに主なものといたしましては、地方創生加速化交付金の関係が主でございます。順次説明いたします。

10ページの2款総務費、1項総務管理費、9の企画費でございます。6,963万円を追加いたしまして、5億884万4,000円とするものでございます。主な事業といたしまして、南部町版C C R C基本計画策定事業、まちづくり会社支援事業、お試し居住推進事業、空き家バンク活用事業、J O C A連携事業、それから里地・里山P R事業、サテライト拠点プラン策定事業、鳥取県西部移住促進加速化事業等がございます。これは全協のほうでも御説明いたしましたが、今回の加速化事業の関係で実施する事業でございます。

それから、12ページでございますが、3款1項1目社会福祉総務費でございます。4,844万3,000円を増額いたしまして、3億8,936万6,000円とするものでございます。この中で主なものといたしまして、年金生活者等支援臨時福祉給付金がございます。これは平成27年度の簡素な給付金措置の関係で支給をしておりました対象者のうちで、平成28年中において65歳になる方について3万円を給付するというものでございます。その予算でございます。支給につきましては、6月までにということで国のほうからも指示いただいておりますので、そのように向かっていきたいと考えております。

次、13ページでございますが、4款1項3目健康増進費でございます。521万6,000円を増額いたしまして、5,234万2,000円とするものでございます。これも加速化交付金の関係で、まちの保健室事業、それからQ O L向上とセルフケアを支えるコミュニティ創出事業というところで予算を組ませていただいております。

次に、4款4項1目病院費でございます。9,292万8,000円を増額いたしまして、4億3,941万6,000円とするものでございます。これは地方交付税の中で病院関係分が確定いたしました関係で、この分の残りの分を出すものでございます。

次、5款1項5目農業振興費でございます。503万9,000円を増額いたしまして、1億9,638万9,000円とするものでございます。これは一つには交付金の関係で新規作物栽培支援事業、これ36万9,000円でございます。それから次、担い手確保・経営強化支援事業でございますが、これはT P P対策として地域農業の担い手に対しての支援するための事業でございます。

それから、次ページでございますが、5款2項2目林業振興費でございます。これも加速化交付金の関係で、みんなで活かす森林資源活用事業、森林散策道整備事業のほうとして予算を上げさせていただいております。151万2,000円を増額いたしまして、4,335万4,000円とするものでございます。

はぐっていただきまして、16ページでございます。6款1項2目観光費でございます。530万5,000円を増額いたしまして、1,934万3,000円とするものでございます。これも加速化交付金の関係で広域観光推進事業のほうに事業を行っていきます。これは西部市町村の広域の関係で行うものでございます。

それから、9款2項1目学校管理費でございます。1,306万8,000円を増額いたしまして、2億6,079万9,000円とするものでございます。先ほど申しましたように西伯小学校プール改築事業、現在予算化してるわけでございますが、この事業を一度取りやめまして浄水機能を持ったものにかえたいということでございまして、新たに計上するものでございます。西伯小学校プール整備事業として、補正予算分として上げさせていただきます。その差額がこのほうに上がってるものがあります。

それから、次は9ページのほうにお戻りいただきまして、歳入のほうでございます。10款1項1目地方交付税でございます。今回の特別交付税の関係で病院の分が確定しております。その分を上げさせていただいております。9,292万8,000円を増額いたしまして、31億9,292万8,000円とするものでございます。

14款2項1目総務費国庫補助金でございます。8,219万3,000円を増額いたしまして、1億1,780万6,000円とするものでございます。加速化交付金の関係でございます。15事業分でございます。

次の2目の民生費国庫補助金ですが、4,744万円を増額いたしまして、9,037万4,000円とするものでございます。これは年金生活者等支援臨時福祉給付金の関係の補助金でございます。

次、6目の教育費国庫補助金でございますが、937万5,000円を増額いたしまして、3,

１０４万６，０００円とするものでございます。学校施設環境改善交付金ということで、プールの改修事業の関係でございます。

１５款２項の４目農林水産業費県補助金でございます。４６７万円を増額いたしまして、２億８，７８３万４，０００円とするものでございます。担い手確保・経営強化支援事業費補助金ということで、ＴＰＰ対策の關係の事業の補助金でございます。

１９款１項１目繰越金でございます。６３２万７，０００円を増額いたしまして、９，５８４万２，０００円とするものでございます。歳入不足分を前年度繰越金から充当するものでございます。

２１款１項７目教育債でございます。３５０万円を増額いたしまして、１億７，１１０万円とするものでございます。西伯小学校プール整備事業のほうの起債分として充当いたします。

１９ページのほうですが、給与費の明細でございます。今回、給与改定の關係で職員の給与改定がございます。そこに上げておりますように、一般会計のほうとして１１９人でございます。それぞれに補正前、補正後、比較を書いておりますので、よろしくお願いいたします。

次の２０ページでございますが、給料と職員手当の關係で増減のほうの内訳を書いております。給与改定に伴う増減分といたしまして８１万１，０００円、その他の増減分といたしまして異動に伴うものが１０３万４，０００円の増、その他で３６万６，０００円の減額でございます。

職員手当のほうは、０．１カ月の期末手当の増加ということで３６５万６，０００円、その他のほうで５２万１，０００円の減、それからもう１個の６万６，０００円、その他につきましては、これは育児手当とかその辺の關係のものでございます。

以上のほうで説明を終わりますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案説明が終わりました。

質疑ありますか。

５番、植田均君。

○議員（５番 植田 均君） 何点かお願いします。

まず、１点目は、国の補正予算との關係でちょっと質問しますけども、国の補正予算ではＴＰＰ対策など、これ軍事費も含みますが、２，０００億円の予算をつけているようです。それから、保育士とか保育園の施設整備関連で保育士の確保関連も含めると１，３００億。それから、介護の施設整備と人材確保関連で１，５００億円程度のような予算づけがされているようですけれども、これに私、今回の補正予算見まして、例えば保育士の確保関連ということで、今の臨時の保育士さんの待遇が悪いということで、これを改善していくためにこの予算を使うことができる

のではないかというふうに思ったんですけども、そういう検討がされたのかどうかということが1点目です。

それから、2点目は、今の加速化交付金についてですけども、まちづくり会社の運営経費が出ておりますが、加速化交付金の対応する要件の一つに自主性ということが掲げられていると思うんですが、この自主性というのは将来、行政からの補助金等に頼らないことを重視するという中身となっていると思いますが、まちづくり会社の補助金をもらわずに自立していくということの見通しといたしますか、そこんところを説明をお願いしたいと思います。

それから、今回、南部町版C C R C基本計画策定事業で委託料900万円計上されておりますが、町がどこまでこの基本計画を練っているのかというのが十分理解できないわけです。南部町版C C R Cというのは、高齢者に限らず40代から50代も含めてというような以前説明があったと思うんですけども、そのこのところとの関係でどこまで町が第一段階で総合計画の中に盛り込まれているのかということの説明をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁を求めます。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。保育士の関係の御質問があったかと思いますが、保育人材確保のための取り組みの推進で714億ほどついていると思っておりますが、これは保育士の業務負担軽減のための保育補助者の雇上費についての貸し付けや、事務の省力化のための保育所のICT化を支援、勤務環境の改善を図るとともに、資格取得のための修学資金貸し付けの強化、潜在保育士の再就職時の就職準備金等について貸し付けを行うというような場合、それから保育士の人件費について、国家公務員の給与改定に準じた内容を公定価格に反映することにより、保育士等の待遇改善を図るというようなところでございます。

この中からいきますと、町のほうの保育士につきましては現在この給与改定、今回やっておりますし、それから非常勤の保育士についてこれが直接に反映するものではないと思っておりますので、今回その検討もしておりません。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。まず、まちづくり会社の運営経費ということで、自立性の要件、将来補助金に頼らない、そういう自立の見通しがどうなのかという御質問でございますけれども、このまちづくり会社の財政的な面でいきますと、収益の一つの柱としまして移住定住の空き家を改修して移住者に貸すという、その賃料収入を一つの収益の柱にしようということを考えております。それとあわせてふるさと納税の事務の委託とい

うことももう一つの収益の柱というふうに考えておまして、納税額の7割を町から委託という形でいただきまして、納税額がふえればふえるほど委託の額もふえていくというような、そういったスキームを考えております。委託額をふやすためには特産品の開発によりまして、返戻品の充実を図っていくということもあわせてまちづくり会社のミッションとしておるところでございまして、こういう2つの収益を主な財源としまして、将来的には補助金がゼロになるかと言われるとそれはわかりませんが、町からの補助を圧縮していくというようなスキームを考えているところでございます。

それから、もう一つ、C C R Cの基本構想で町がどこまで練っているのかというお話ですが、今、今年度はモデル構想の策定ということで県が主体になりまして県下南部町と湯梨浜町で構想策定をしておまして、その中で南部町のC C R C、こういった特徴を打ち出すかというようなことですか、あと拠点エリアをどの辺に設定をするかというような、そういう構想づくりをしておまして、この3月に最終的な取りまとめをする予定でございまして、来年度といたしますか、今回の予算でお願いしております基本計画は、その構想を受けまして具体的に拠点エリア、法勝寺地区を拠点として手間地区ですとか賀野地区ですとか、そのあたりをサテライトという格好で位置づける方向で今、検討しておりますけれども、その拠点エリアの整備をどういうふうに具体化をしていくかということのを来年度検討したいということでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） まず、1点目に質問しました国の補正予算との関係で保育士の関連、待遇改善に国の予算が使えるのではないかとはいいましたが、先ほど総務課長からの説明を聞くと、ますます使えるのではないかとはいったんです。正職員に限らず保育士の待遇改善という大きなくりで要綱といいますか、出てるようですので検討するべきだということを言っておきます。

それから、2点目の加速化交付金ですけども、今回出ておりますまちづくり会社支援事業で職員が3人常駐、常勤されると思いますが、先ほど説明されました空き家事業とかふるさと納税の委託事業とか、これでどの程度の収益を年次的に確保していくのかということの説明をいただかないと、大変不安になると思うんです。補助金がなければ運営ができないのではないかと不安を私も持っております。そこをもう一度説明をお願いしたいと思いますし、それから3点目の南部町版C C R C、これ本当になぜ南部町版と言ってるのかというのが見えてこないんです。40代、50代ということを町長は以前おっしゃったと思いますが、そうい

う人たちが移住されるという状況と、それともう一つ、これ1つ意見みたいなんですけど、去年、鳥取県の町村会が企画しました全県の町村議員の研修会があって、その中で先生が講演されましたけれども、移住は結構だけれども、今、住んでいる人たちが外に出ていかないような施策をとらないとざるだよと、そこが抜けていると、そういう今、住んでる人とか南部町で育っている子供たちがここに住み続けられるということを念頭に置いた計画をつくるべきだということを強く言っておられたんですけども、その辺が今回の総合戦略に抜けているのではないかと私は思ってるんですけども、その点についてもよろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。南部町版のＣＣＲＣというところの一番よくわからないということなんですけれども、現在見受けられます日本の中でのＣＣＲＣというのはコミュニティーを新たなところに、その地域の中に新たにつくって周りのコミュニティーと溶け込ませていく、新たにコミュニティーをつくっていくわけです。今のいわゆる集団でも移住みたいなイメージだと思っていただければいいと思います。南部町版と言ってますのは、先ほども申し上げましたように、前も言ってると思いますけれども、今ある振興協議会というコミュニティーの中に現在空き家が２００戸以上あるわけです。その空き家に入っていて地域のお役に立つような、いわゆる入っていて地域コミュニティーの中に溶け込んでいただく、これを想定しております。したがって、全く新たなものを委嘱してくるということは将来的にあるかもしれませんが、南部町版と言ってる今の中であっては、基本となるのは振興協議会という南部町の特徴の中に地域が求める人たちに来ていただいて、その中でお役に立っていただいて地域と一緒に将来の地域コミュニティーをさらに支えているだろうというイメージでございます。よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。まず、まちづくり会社の経営に關しましてどの程度の収益を見込んでいるのかというお話しでございますけれども、収益の柱でございます空き家ビジネスといいますか、空き家を改修して入っていただいて賃料を収入するという仕組みでございますけれども、１棟当たり約５０万くらいの収入が年間得られるというふうな見込みを立てております。年間５棟ないし４棟くらいをコンスタントに整備していくということで、その累積でかなり賃料収入が入ってくるというようなこともございまして、１０年くらいの収支の計画をつくっておるわけなんですけれども、８年目の平成３５年くらいには過去の家賃収入の累積でかなり収益が上がりますので、町の補助金もほぼなくても回っていくん

ではないかというふうな見通しを立てております。平成35年で家賃収入は約2,000万を
超す程度年間毎年入ってくるということで、ほぼ自立といいますか、このC C R Cについては
全く補助が必要ない状態になってくると。あわせましてふるさと納税のほうも、これも毎年5
00万程度ふえていくようなスキームで推計はしておるんですけれども、これからそういう返
礼品のラインアップも次第ではかなり大幅にふえるようなことも想定はされるかと思いたすけ
れども、手がたく見込んだところでも毎年といいますか、ふえればふえるほど委託料がふえる
という仕組みでございますので、先ほど8年目の例を出しましたので、同じ8年目の平成35
年でいいますと、今から500万ずつ毎年ふえていくスキームで平成35年には寄附額は6,
700万ぐらいになるのではないかとということで見込んでみますと、その年だけの年度収益が
450万程度入ってくるのではないかとということで、これとC C R Cの家賃収入のほうと合わ
せれば町の補助金がなくてもある程度やっていけるんじゃないかというような見通しを持っ
ているところでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 先ほど植田議員のほうからサテライト拠点プラン策定事業につ
いて質問がありました。私もこの点について少し伺いたいと思います。

この中で、商業施設の整備といったことを念頭に置いた計画になっておりますが、日本全国買
い物難民問題というのは非常にたくさん出ていていろんな取り組みがされてますが、なかなか成
功した例がないと。成功した例もボランティアでやって、しかも商業施設が中心部から相当離れ
たコミュニティで成功してるというようなことが多いように感じます。あのロケーションで、
なおかつ検討いただくのが地元の住民の方に御検討いただくということになると、かなり難儀な
ことをお願いをすることになるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺をどうお考えなのか、
もう少し御説明をいただきたいなということと、それとプールの改修が出てます。今までのプー
ルというのはろ過施設とか設備、そういったものは備えてなかったものなんでしょうか。そして、
ろ過施設があれば従来のろ過施設と浄水設備というのは一体どこら辺でどういうふうに違ってる
ものなのか教えていただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。サテライトプランの調査費の段階でございま
すので、まだここで住民の皆様と合意が整ったわけではない状態でございますので、これから地
域の皆さんがどのような結論を出していられるのかというのをしっかり支えながら、また
見守っていくというのが今のスタンスではないかなというぐあいだと思います。議員が御心配さ

れる向きもいろいろなところで言われていることでもあります。そういうことも全部包括しながら、地域の皆さんとしっかり将来の地域計画を練りながら話していきたいというぐあいに思っています。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。当初予算で予算を計上させていただいておるプールもろ過施設自体はありますので、今回浄水型ということで計上させております部分は、防災の関係で何かあったときにプールの水を飲めるような格好に対応ができる装置を新たに追加をするというところで少し、300万ぐらい装置の値段のほうが上がったというところで計上を今回させていただいておりますので、よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の地方創生加速化交付金、全国で1,000億円が補助として組まれてるという補正予算が国で成立したわけですが、まず1点目、地方創生加速化交付金。地方創生については、地方創生でこんなふうの特化した施策にお金を持っていくよりも、地方交付税として地方自治体を支えるようなお金の出し方のほうが妥当ではないかという指摘があるんですが、私もこれに納得するんですが、その点について町長の考え方を聞いておきたいと思います。

それで、中の点です。今回、CCRC計画を事業として窓口として出てきたというので、その関連の事業がほとんどなんですが、予算で上がっておりますのでお聞きするんですが、説明資料のまちづくり会社支援事業で2,495万4,000円、総額8,200万のうちの4分の1以上を超えてくるものがまちづくり会社に出されています。ところが、人件費3人分、空き家修繕費5件分と書いてあるだけで内訳はわからんのですよ。例えば人件費の3人分幾ら見ているのか。次のあり方について議員等もあったんですけども、2,495万4,000円の内訳を出していただきたい。

それから、次のお試し居住推進事業も700万をかけて家を改修する。なるほど、となれば、起点としてまちづくり会社の起点となる以上は、法勝寺宿のどこに置くのかという問題ですよ、それを説明していただきたい。それと、どのような規模の家を直そうとしているのか、これが見えてきません。

次、5ページにあります、説明資料のいわゆる青年海外協力協会ですね。ここのこの金額1,200万で2人をサポートしたいと言ってたんですけども、この内訳が全然ないまま委託料1,

200万をぼんと出すことはできないのではないか。少なくともこの予算を審査するに当たって中身がわかるものを出してほしいんです。

次、里地・里山PR事業で519万4,000円を全額交付金を使って、町のカメラマンとして個人を出していろいろ写真とかビデオ等をつくりたいと。里山をPRするにはこういう方法があると思うんですが、南部町のカメラマンとして依頼していくに当たって、どのような経費使っていくのかという点ですよね。それと、町のカメラマンというにはどのような位置づけでいくかと、個人契約でいくのかという問題ありますよね。初めて出てくるのですから、どんなふうになっているのかというのもわからないのでお聞きします。以上が先ほどの、いわゆる加速化交付金についてです。

あと1点は、年金生活者等支援臨時福祉給付金で、今回1,445人を対象に3万円を出すと。前回、議会でも問題になったのは、対象者全てにこれを支給することができない状況出てきたわけですよね。なぜかという、申請主義をとっているから該当者に送れないという状況出ました。今回それをどう克服するのか、この点をお聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁を求めます。少し具体的に突っ込んで答弁してあげていただきますように、よろしくお願いいたします。（「よかったら資料出してほしいんですよ。例えば2ページの2,495万4,000円の根拠となる資料、それから1,200万の資料、少なくともこの数だけでも出ませんか。ないんですよ、もらったのに」と呼ぶ者あり）

企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。資料のほうは、また提出させていただくようにしましょうか。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 資料が出ますか、課長。

○企画政策課長（上川 元張君） 内訳につきましては出せると思います。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局のほうに閲覧に……（「今、出ませんか。例えば人件費幾らか等見たいんです」「資料を出すというより説明しようや」と呼ぶ者あり）

○企画政策課長（上川 元張君） はい、わかりました。ちょっとじゃあ、説明させていただきます。（「少なくとも交付金の2,495万4,000円の内訳、900万の内訳は出してもらっていいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）済みません、御説明させていただきます。

まちづくり会社の支援の2,400万の内訳ということですが、職員人件費が1,100万円、これは事務局長と事務員2人でございますけれども、積算上は事務局長が500万、事務員が300万掛ける2人という積算でございます。それから、空き家修繕費ということで、空

き家一括借上げ事業のスキームをそのまままちづくり会社に引き継ぐように予定をしておりますので、今、町がやってる経費ということになるわけですが、200万掛ける5件ということで1,000万円でございます。それと、あとは移住サイト、ホームページのほうの管理費ですとか、東京、大阪で行われるフェアの開催費とか、もろもろの事務費といったものと、開設当時の事務所の備品でパソコンとか机、こういったものに200万を見ております。それと、あと車のリース料ということで、無料職業紹介等もやりますので車が必要になりますので、そのリース料、これも23万程度でございますけれども、合わせまして里山デザイン大学の開催経費ということで113万程度を見ております。これは講座を年12回程度やるということで、その講座に対する助成ということでございます。以上が2,400万の内訳でございます。（「もう一つ、1,200万」と呼ぶ者あり）

それと、JOCAについては1,200万でございますけれども、これは委託という形で、個人を派遣してもらうというよりも組織として入っていただいてサポートしていただくということで、2人の場合のJOCAの単価というのがあるようでございまして、それに従って2人分の人件費や事務費等を見たものでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。（「まだある」「カメラマンのこともそう。一番最初に町長の答弁です」と呼ぶ者あり）

企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 失礼しました。もう一つ、里地・里山PR事業ということでございますけれども、これは重要な里地里山500選に選ばれたということもございまして、南部町の里山を象徴するような動植物ですとか風景ですとか、そういったものをまずは写真とか映像で撮りためて収集をして、それを全国に発信していこうという事業でございます。

まず、町内の写真家の廣池さんという方がおられまして、オリンパスのフォトコンテストで2014年に年間グランプリを受賞されたということで、先般その作品の贈呈も受けたところでございますけれども、町内にそういうすばらしい写真家の方がいらっしゃるということですので、ぜひその方のお力をおかりして里山をPRしたいということでございます。

中身としましては、その事業説明資料に書いてあるとおりでございますけれども、既に撮っていらっしゃる写真を収集するということと、新たに行事を撮っていただくというようなこととあわせて動画を撮ってYouTubeで発信していくというような内容で考えております。

契約の方法につきましては、今後、どういうやり方がふさわしいのかということを検討してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

てはかなりまちづくり会社も非常に関心を持って、自分たちも改修にかかわりたいというようなことも言っておりますので、今後、改修に当たってそういった話し合いをしながら計画を進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この資料の2ページの、先ほどのNPO法人なんぶ里山デザイン機構の2,495万4,000円の中身を口頭で言われたんですけれども、職員人件費がわかりました。空き家修繕費これで行きますね、事務所備品費、これ200万というけどそれでいいのか。あと事務所備品費としてここに上げてあるのが幾らなのか、事業費（事務費、旅費等）が幾らなのか、里山デザイン大学運営費が幾らなのかという説明してくれたらちょっとわかりやすいんですけども、そんなふうに説明していただけないでしょうか。あとの人件費と空き家修繕費についてはわかりました。

先ほどのJOCAというんですか、連携事業のこれは単価があると言ったのは、とすれば、ここを1人受け入れるに当たって600万円要するというふうに解釈しとっていいのかということですね。私たちも予算が通ったら予算を説明しないといけないんですよ。この人たち1人受け入れるのに経費として600万かかるんですよということを言っているのかということですね。それで……（「国から来る」と呼ぶ者あり）国から来るお金だといってもうちの町の予算の議会通るもんですから、ちゃんと説明していただかないとわからない。

それから、6ページのいわゆる里山の写真をたくさん撮るということなんですけれども、このお金の出し方を見れば、写真とかの分を買い上げてパネル等にするのを町でするのではなくて、その一連の工程を含めてこの方に委託をしていくということになるのかということですね。今、そうなってますよね。今後、こういうふうなお金の出し方していくのかという点については検討させてほしいというんですけれども、これにするに当たってどのような取り決めをしているのかということについては、まだ説明できないわけでしょうかということ。

それから、年金生活の福祉給付金については、税務課から町民生活課に変わったということは、両課にとってもよかったと思うし、町民にとってもよかったと思うんです。町民生活課がするに当たって、なるべく支給がもらえない方ができないようにどうしようとしているのかということを知っておきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。先ほど御質問のありました年金生活の関係の支給、どのようにしていくかということですが、まず今回ののは、前回の支給決定者

に對しましてはこちらのほうから申請書ですとかパンフレットを配ってもよいという回答が出ておりますので、そういったところを使って早目に出していこうと思っております。

それから、非課税者に對しまして証明書の発行ができますというようなお知らせを兼ねれば、そういったこともお知らせとしてこういった給付金がありますということも載せてもよいということも聞いておりますので、なるだけそういったところをピンポイントにしながらやっていこうと思っております。やり方につきましては税務課のほうとも協力しながら連携してやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。まず、まちづくり会社の支援事業につきまして、もう少し細かい積算をということでございましたので……（発言する者あり）はい。具体的な金額を先ほど申し上げなかったものについて申し上げたいと思います。移住サイトの管理費ということで、ホームページの管理が12万でございます。それから、旅費が35万でございます。それから、事務費、消耗品、郵送料等ですけども、これが12万でございます。それから、事務所の備品代ということですけど、机やパソコン等ということで、まだ具体的にどの程度の備品が要るのかというのが十分定かではないので、ある程度つかみでというところもございますけれども、大きなところで机とパソコンは必要だろうということで、事務局員、事務局長と事務員プラス理事等も入ってきて仕事したりというようなこともありますので、約8人くらいの準備は必要ではないかということで8セットというようなことで大まかにはじくと200万くらいあれば足りるのではないかという、そういう積算をしております。それから、車のリース料が23万、それと里山デザイン大学の……（サイレン吹鳴）それと里山デザイン大学の開催経費としまして113万4,000円でございます。以上が積算でございます。

それから、JOCAの単価のお話しがございましたけれども、これは先ほど言いましたようにJOCAの中に業務人件費単価というのがございまして、それに沿った形で積算をしたものでございます。個人を受け入れるということでなくて、組織として入っていただくということでございますので、個人の人件費プラス管理費も入っております、25%ぐらいが管理費ということで積算されてますけれども、そういうことでございます。

それから、里山のPRということで廣池さんに御協力いただいてPRをとということなんですけれども、どういう形で入っていただくのか、その一連の工程といいますか、そこらはまだ具体的に話をしているわけではございませんけれども、一つの里山のPRのパッケージといいますか、

写真だけでなく動画も含めて打ち出していくという、一連のそれぞれ単発ではなくてトータルで画像や映像で打ち出していくという形で話を進めたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

2番、三嶋義文君。

○議員（2番 三嶋 義文君） 西伯小学校のプールの件で、先ほど景山議員が御質問なさりまして、非常にいい発想、私そういう発想つきませんでしたけれども、プールの水を飲用水ということで聞きました。

聞きたいのは、夏場は満々と水があっていいんでしょうけど、冬なんかになったらプールの水って抜いているじゃないかと思ってますけれども、それは年中貯水したままでこれからはされて、そういう飲用水になるまでの浄化設備で年間いつでも供給できる体制、つくられるのかなというふうに一つ思いました。この間の水道の凍結なんかでも、そういう本当に自衛隊から給水車じゃなくてもそういう対応もできるしねというふうに思ったので、年間通じてなのかというのが1つと、それから先ほど次長の御答弁の中で300万ふえましたという話があったと思うんですが、工事請負費を見ますと1,100万増額になっていると思うんですが、300万というお答えになったのは浄水装置だけの値段で、あとは整備費かなというふうに聞きましたが、その辺、確認させてください。

それと、こういう施設、防火用水ばかりじゃなくて飲用水もできるということになれば、ほかの既存のプールなんかでもそういうことをお考えなのでしょうかという、この3点。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。まず、1点目の年間を通じて水のほうを張ってるかというところでありますけど、少し水位のほうは下げておりますけども、ある程度プールを空にしないで水を張っている状態で年間、冬場もそういう格好でしておりますので、その水を何かあれば上水として使用していきたいというふうに今、考えております。多少夏季よりも少し水位は下がっていくとは思いますが、そういう格好にしたいと思います。

それから、300万、浄水型ということでありましたけども、機械の装置自体が大体300万程度、浄水型の設備自体がかかります。それ以外に工事費の部分で800万ぐらい上がっていると思いますけども、これについては人件費等の積算が昨年の当初予算の段階でいいですと、一昨年の単価を使っておりますので、今回再計算をしたときに少し人件費部分、あと材料費の部分で多少高騰した部分を積算のほうに入れ込んでるところで工事費のほうが上がっている状況で

あります。

それから、既存のプールも浄水型のほうに考えているかというところでもありますけれども、現在のところは今、西伯小学校のほうのプールが非常に老朽化が激しいというところで、今回こういう補正のほうを上げさせていただいておりますけれども、あとの学校につきましては今のところは考えてはおりません。また、将来的にはそういう格好の検討もしていく場合があるかもしれませんけれども、現在は考えてないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにございますか。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。まず、第1点目でございますけれども、先ほど景山議員からも質問がございましたが、サテライト拠点プラン策定事業でございます。この対応策にまちづくり会社、地域振興協議会、えぷろん利用者等による検討組織を立ち上げるとなっておりますけれども、この事業は賀野地区のほうから要望があった上での事業であったんでしょうかということと、それからもう一つは、予算が100万円ついておりますが、この予算積算根拠をちょっと教えていただきたい。どういうものに使うかということも1つ教えていただきたいと。

それから、もう一つ、基本的な話なんですけれども、地域創生加速化交付金8,219万3,000円、これは内示があった上での予算措置がなされているのかということを知りたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。私からは今、サテライトのことについて賀野地区からの要望かどうかということについてお答えしたいと思います。

直接の賀野地域振興協議会だとか集落からの要望等ということではございません。公式な要望ではございませんけれども、かつてから一番、振興協議会ができた折から、えぷろんを中心にした地域づくりをしていきたいというのが地域の願いだということをお聞きしております。現地のほう、産業課のほうと一緒に見て回りましても、事務所となるような場所が地域の中にないわけでございます。それから、カフェ機能であったり、先ほどは地域の中で商売をしながら品物を売っていくという話をしました。これは一つの付加機能として考えておりますけれども、一番は地域の集いの場として振興協議会が、今の場所よりもえぷろんを中心にあるべきだというお気持ちをずっと言っておられましたので、その中心部を利用しながら地域の活力を維持するような拠点にできないのかということで、今回絶好のチャンスだろうということで提案したものでございま

す。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。このたびの加速化交付金について内示を得たものかどうなのかということですが、内示はまだいただいております。国のほうとは事前の相談等やりとりをしております、ある程度の感触は得た上で予算を出させていただいているという状況でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、頼田泰史君。

○産業課長（頼田 泰史君） 産業課長でございます。予算の内容ということでございますけども、先ほど議員も言われましたように、一応協議会を立ち上げまして、そちらのほうに交付金という形で出すということで、100万というのは本当につかみの状態でございます。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。ほかにありますか。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 2ページでして、お聞きしたいのは3点です。

この説明資料の11ページにありましたQOL向上のやつですが、その中の大きな2番と3番、この中で元気コミュニティ創出支援事業31万2,000円か。3番の健康長寿のまち「南部町」実践事業95万1,000円ですが、この2番についてずっと読みましたならば、住民主体の通所型サービス、要はこれは今度の総合支援事業に絡んだやつかなと思って、こうなればこの分は介護予防関係ですので、介護保険のほうからその分が出るんじゃないかなと思いますが、それをやめてこっちに回したか。

それともう一つ、3番のは、これはいつも町長がよく言っておられます統合医療に絡むもんかなと思ってますけども、その内容についてちょっとお聞きしたい。

それと、13ページの新規の新規作物栽培支援事業、36万9,000円ですけども、これも町長が言っている統合医療関係かそんなか、また薬草等云々書いてありますけど、具体的に薬草、薬木、どのようなものを想定されておられるのか、またそういう受け皿が今、一応あるのかどうかということもお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 健康福祉課長、山口俊司君。

○健康福祉課長（山口 俊司君） 健康福祉課長でございます。山口でございます。御質問の2つでございます。

元気コミュニティ創出支援事業でございますが、議員がおっしゃられたように、総合事業という言葉をとってきますと、まさにその方向性に合致するような事業でございます。そういう意

味では総合事業の介護保険の中に置くというのもありというのはそのとおりでございますが、総合事業そのものの柱といいますか、そこもこの間ちょっと全協のほうで御説明させてもらったんですが、たくさんたくさんあるわけではない、今の既存の事業のほうのうまくいっているのをまずは置きたいというのがあります。それに加えて、こういったまさに総合事業が目指してるような方向性のあるコミュニティ創出事業というものを今回出させてもらったんですが、こちらのほう、例えばですが今、法勝寺のほうでよらいやというところの住民方の本当に主体的な集まりがございます。そういったような今の小さな動き、こういうのを支援していきながら次の第2、第3、こうしたものができていけばいいかなというような期待をすごく持っております。それがあ程度本当に充実していけば、総合事業の柱というか太い部分に趣旨としていくことにも行く行くは可能ではないかというふうに考える次第であります。

もう一つ、健康長寿のまち「南部町」実践事業というようなことを書かせてもらっております。まさに今、議員が言われたとおりでございますし、統合医療という言葉を使えばそうでありますし、代替医療というような言葉を使えば、まさにそうであります。いわゆる国際的な医療の趨勢といいますか、ただ単に病気を治すというだけではなくて人間の心身の全体を診ていくというようなことが、これが急速にそういうふうに世の中移行してるというところもあります。そういったようなことを踏まえて、こうしたハイテクに頼らないような治療効果、QOLを考察するというのをシンポジウム等を開催して加速させていきたい、南部町はそういう町であるというところをやっていきたい。山陰両県に統合医療学会の関係者の方もおられますし、そういった方の協力を得て進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

産業課長、頼田泰史君。

○産業課長（頼田 泰史君） 産業課長でございます。13ページの新規作物の関係のことなんですけども、今年度の計画のところで書いておりますとおり、まず作物等から含めて、南部町にどういう作物が合うのかなというあたりから検討して、最終的には営農計画といいますか、栽培計画といいますか、そういうものをつくるというために、ことしの予算立てとしましては先進地視察をしたり講習会をしたりというような経費ということで報償費等を組ませてもらってる格好にしております。ですので、具体的に何をつくるとか、そういうまだ具体的なところはこれから検討という格好でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 最初の山口課長が言っておられました件は、なるほどかどうか別

として、ＣＣＲＣ、地方創生絡みでいけば、これは絶対大事な受け皿で必要だ。けども、これが地域創生加速化交付金でできるんだと思って、普通ならば介護保険、これ使わずにこっちでしてもらったほうが後々介護保険料がはね返っちゃまずいので、いいかなと思っていますが、それは上手にすみ分けしていただきたいと思います。

それと、薬草、薬木でこれから云々と言われましたけど、この間町長といろいろ話しておったら、何か腎臓に効くようなものをつくっておられるようですね、町長さんみずからが。そんなやられるのかなと思ったんですけど、それとはまた別なんですね。まだそれも込めていろいろ今度検討されるという解釈していいですね。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 私の名前が出ましたので、ちょっとお答えしておきたいと思います。今、薬木だとか薬草については基本的には産業課長がお答えしたとおりですが、私は腎臓に非常に効果があるということで、キササゲというものをつくっております。これは南さいはく振興協議会が苗を育成して無料配布をして、相当数の農家の御協力をいただいて既に植栽ができております。もう２メートルぐらいになって実になるようになりました。腎臓に効くということでありまして進めているわけです。健康福祉課のほうで今、薬膳料理家というような人をお招きして薬膳の料理講習などもやっていただいております。それで、栄養士が薬膳のインストラクターですか、そういう資格も取って生活習慣病であるものを食の面から、それからもう一つは運動の面から支えていこうというような考え方であります。それでここに書いてあるものなんですけども、サンサンチャレンジですか、各振興協議会に１カ所ぐらいずつは西町の郷のような施設をつくりたいということで、その先駆けというんでしょうか、それを狙っております。こういうところで御理解をいただきたい。それで必ずしも介護保険の総合事業で整備せにゃならんことないわけでありませう。こういう事業を使つてやると。南部町はそれぞれの地域でそういう拠点があってというのがまた南部町のＣＣＲＣゆえのことだというように思うわけです。そういう地域づくりをまた売りにするという考え方であります。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

４番、板井隆君。

○議員（４番 板井 隆君） ４番、板井です。私は、５ページのところ、青年海外協力隊の受け入れということで、その状況の中に輪島市の状況がいろいろと書いてあります。高齢者関係とか障がい者関係の福祉医療ですか、一般の方ももちろん該当するんですが、あと空き家とかその他の部分で、その他を見てみると例えばスポーツとかそういったこと。それから、地域お

こし的なこともある経験者の方を受け入れておられるようなんですが、町長としては、南部町は何が不足をして、こういった協力隊を入れたいというような希望がおりなのかお聞きしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私は、JICAのいわゆる青年海外協力隊発足50周年という式典に参加をいたしました。具体的に青年海外協力隊の活動を見させていただきました。報告も受けたということでございますが、鳥取県は全国的に非常に協力隊の隊員が多いと、全国でたしか10万人当たり4.8人ぐらいでしょうか、全国で4番目ぐらいです。1位は鹿児島というようなことですが、非常に青年海外協力隊の活動が活発で、本部のほうでも鳥取県には注目していただいております、全国で4位ですから。そういう状況の中で実に多様な活動をなさっておられます。

問題は、活動は多様なんですけれども、その青年たちが帰ってきたときに、2年なんですけれども帰ったときの職がなかなかうまくマッチングできんというのが大きな課題なんです。JOCAというのは、いわゆるそういう帰ってきた隊員をお世話する法人であります。その法人の理事長と実は親しくしておりまして、彼が先般、南部町にちょっと来て見てごせということで来てもらいました。南部町全容を見て非常に喜んでくれました。その中でおっしゃったことがあります。それは、隊員は自治をしたいと言いました、自治、自治をしたい。それは何にもあんまりないようなところに行きて井戸を掘ったり電気を通したりして暮らしの支援をしてきた、実践をした若者たちですから、やっぱりそういう一つのくくりの中で自分たちの力を生かしたいというのが隊員の思いのようであります。自治をしたい。実はうちにはこういう振興協議会というような単位で1,500人平均になるわけなんですけれどもやっておりますがという話ししましたら、非常に驚きと、それから喜びということで、ぜひこの南部町のほうでそういうこと、隊員の期待にも応えてやりたいというようなことであります。

それで、町そのものがどういう期待をしておるのかということなんですが、それは町にも思いがありますよ。例えば農業の後継者になつてもらいたいとか、いろいろ思いはありますけれども、基本的には振興協議会のリクエストをいただいております。そのリクエストに応じた人にできたらJOCAの中から来ていただいたらというのが気持ちなんです。どこのどなたかわからんような人もそういう資格があったり、熱意があれば来ていただきたいわけなんですけれども、その中でもさらにJOCAというような経験を持った人が来ていただければ、そういうノウハウ、あるいは熱意というもんも裏づけとしてあると思いますから、私はそういうことで期待をしているわ

けであります。よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

時間が12時を過ぎますけど、このまま続けていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第5号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第5号）に反対の立場で討論いたします。

まず第1点目は、まちづくり会社支援事業ですけれども、私、質疑の中で自立ということで展望を聞きました。その中で、収益の大きな柱の中に家賃収入ですね、これを上げておられました。家賃といいますか、住宅を改修する費用は税金でするわけで、その成果である家賃を収益とみなすというのは、私、普通商売人は元手をかけてその果実としてもうけをいただくのが普通の商売の考え方だと思っております、元手をかけずに収入だけを継続的な収入として勘定するというのは、私、これを収益の柱にするというのは考え方として納得できないんですよ。これがずっと家賃収入が収益として柱となるようでしたら、それをもって自立したというような認定は、私は認められないと思っておりますので、その点がまず1点です。

それから、2点目は、南部町版C C R Cの基本計画策定ですけども、まず消滅可能自治体ということで大きなショックが起こって、それで安倍政権も地方版ふるさと創生というようなことを言い出したと思いますけど、それは作戦だと私は思っているんですけども、そもそもよそから移住をしていただくことは悪いことだと思いませんけれども、政策全体がそこに集中してしまっているんですよ。今回の加速化交付金がこのまちづくり会社、南部町版C C R C関連で、とにかく来てもらえれば町がよくなるのかといたら、私は本末転倒ではないかというふうに考えておりまして、来てもらえるような町にしていける。農業が発展し、地元の商工業者が元気になっていく、そして子供たちが元気に育って、それを育てるお父さん、お母さんが喜んで住んでいただける町、そういう今住んでる住民を大事にするところが中心になれば、よそから呼んでくるのが中心になってしまったんじゃ、この町の本当に発展はないというふうに私は思っております、C C R C前のめりというこの予算は、来てもらうことが悪いとは言っているわけではないですけど

も、そこに全部が集中してそれさえできればうまくいくというような発想は、私はおかしいのではないかということを申し上げまして反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 番、白川立真君。

○議員（1 番 白川 立真君） 白川です。この議案、可決すべきという立場で討論させていただきます。

主に C C R C の関連になるかと思いますが、一言で言えば挑戦ではないかというふうに思います。人口減少問題は今も待ったなしであります。このまま座して滅亡を待つことよりも、まず光を求めて進んでいかなければならないというふうに思っています。未来の南部町の姿がまだ人が誰も歩いたことのないような未開の地のその先にあるとするならば、町行政のフロンティアである執行部や私たちは、そのイバラの道を歩き出してバックウォーカー、いわゆる後から歩いてくる人たちに道をつけてあげなければならないというふうに考えております。C C R C 基幹事業の人口維持目標は、25 年後、9,600 人としております。そのため、まず5 年間は移住人口は200 名、雇用者数は200 名、これは5 年間ですけどね。新規農業者数は10 名、農業法人団体は10 団体、観光客入り込み者数は250 万人、5 年後の小学校入学者数80 名など、それぞれに数値目標を設定し、その目標を達成するため今回提案されている C C R C 関連諸事業のエンジンをロケットスタートさせなければいけないと考えておりますので、この議案は可決すべきというふうに考えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第5 号、平成27 年度南部町一般会計補正予算（第5 号）を採決いたします。

賛成、反対の御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

議案第5 号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第10 議案第6号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第10、議案第6 号、平成27 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1 号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。議案第6号、平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を御説明いたします。

議案第6号

平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度南部町の農業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

平成28年2月10日

南部町長 坂本 昭 文

平成28年2月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

その下の第1表、債務負担行為でございます。農業集落排水処理施設維持管理業務委託、期間は平成28年度から平成30年度まで、限度額として5,410万8,000円でございます。

これは農業集落排水の処理場が5施設ございますが、その維持管理を3年間の継続契約としております。それが27年度で終了しますので、28年度から30年度までの3年間を債務負担とするものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第6号、平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第 6 号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 7 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 1、議案第 7 号、平成 2 7 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。議案第 7 号、平成 2 7 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

議案第 7 号

平成 2 7 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 7 年度南部町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

平成 2 8 年 2 月 1 0 日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成 2 8 年 2 月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

下の第 1 表、債務負担行為でございます。事項といたしまして公共下水道処理施設維持管理業務委託、期間、平成 2 8 年度から平成 3 0 年度まで、限度額 2, 7 2 1 万 6, 0 0 0 円でございます。

これは先ほどの農業集落排水と同様でございますが、下水道の処理場 2 施設について維持管理業務委託が 2 7 年度、3 年継続契約が終了いたしますので、2 8 年度からの 3 年間を債務負担行為するものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第7号、平成27年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

議案第7号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第12 議案第8号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第12、議案第8号、平成27年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

病院事業管理者、吉原賢郎君。

○病院事業管理者（吉原 賢郎君） 病院事業管理者でございます。議案第8号、平成27年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

予算書1ページをごらんください。総則。第1条、平成27年度南部町の病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

まず、収入でございますが、第1款病院事業収益、第2項医業外収益について9,292万8,000円を増額し、25億9,395万3,000円とするものです。

支出の補正はございません。

次に、3ページ、平成27年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）実施計画をごらんください。収益的収入、第1款病院事業収益、第2項医業外収益、第2目他会計補助金2億6,564万円に9,292万8,000円を増額補正し、補正後の額を3億5,856万8,000円とするものです。このたびの補正は、地方交付税の確定による増額補正を行うものでございます。

4ページの平成27年度南部町病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書におきましては、業務活動によるキャッシュフローは1億4,303万9,000円になります。投資活動によるキャッシュフローは1,230万5,000円、財務活動によるキャッシュフローは△1億9,799万1,000円となり、期末資金残高は3,155万円となります。

5ページ、6ページの予定貸借対照表でございまして、平成28年3月31日の予定でございます。資産の合計は41億7,249万6,000円となります。負債、資本の合計も同額となります。

以上、審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第8号、平成27年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第1回南部町議会臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成28年第1回南部町議会臨時会を閉会いたします。長時間御苦労さんでした。

午後0時10分閉会
